

令和 6 年度第 2 回 さいたま市認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会

①

さいたま市認知症希望大使について

さいたま市認知症希望大使の本委員会に置ける位置づけ

令和6年度は、さいたま市認知症希望大使を、**認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会**の
オブザーバーとする。

<根拠>

さいたま市の認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会要綱の第5条第2項の規定

(会議)

第5条第2項 会長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(参考)

オブザーバーの規定について、附属機関等の設置根拠となる条例・規則・要綱に、「委員長(または会長)は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。」との規定がある場合は、通常の委員のほかにオブザーバーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

ただし、「委員長は(または会長)」とあるとおり、委員以外の者に出席を求めるのは、委員長であることに留意する。

「認知症の人にやさしい地域づくり推進委員会」設置要綱の改正について

改正の目的

当事者の声を起点にした認知症施策を推進するため、当事者を本委員会の委員として委嘱できるよう要綱を改正するもの

改正箇所

（所掌事項）

第2条 委員会は、認知症の人にやさしい地域づくりが、**認知症の人及び家族**、保健医療・介護・福祉関係者、学識経験者その他認知症の人とその家族の日常生活及び社会生活を支える関係者（以下「関係者」という。）の連携のもと推進されるよう、次に掲げる事項について協議する。

※認知症の人は、さいたま市認知症希望大使を想定

改正スケジュール

- ・他の条項（定員等）についても、改正後の第2条と整合性をとるよう事務局にて改正
- ・令和6年度中に改正し、令和7年度から施行

さいたま市認知症希望大使（認知症本人大使）の活動①

概要

令和元年6月にとりまとめられた認知症施策推進大綱にて、「**普及啓発・本人発信支援**」が認知症施策の柱の1つとされました。それを受け、厚生労働省で7人の認知症本人の方を「希望大使」として任命した以降、全国それぞれの地域で暮らす認知症の人と共に普及啓発を進める体制を整備され、都道府県ごとに「地域版希望大使」を設置が推進されています。

さいたま市としても、政令指定都市で初めてとなる認知症希望大使を7月4日に任命し、活動を開始しています。

名称

さいたま市認知症希望大使（認知症本人大使）

主旨

認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「さいたま市認知症希望大使」を設置し、地域で暮らす認知症の本人とともに、**市民の認知症への関心と正しい理解を深めるための普及啓発**を図っていく。



▲認知症フレンドリーまちづくりセンターオープニングイベント内での大使任命式（令和6年7月4日）

さいたま市認知症希望大使（認知症本人大使）の活動②

主な活動内容

- （１）市や関係機関等が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
- （２）認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
- （３）さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンターでの従事

活動の様子



▲8月22日
さいたま市議会議員を対象とした
認知症サポーター養成講座で講話



▲9月15日
世界アルツハイマーデー記念講演会の
特別座談会に登壇



▲毎週火曜日14:00～15:30
認知症カフェ「ちいとも」での
ピアサポート（当事者支援）

さいたま市報 9月号 認知症特集へ掲載

【特集】 変わろうとしている“認知症”への答え 詳しくは、いきいき長寿推進課へ。 ☎829-1286、☎829-1981

ともにいきる ために

“やりたいこと”を “支え合ってできる”へ

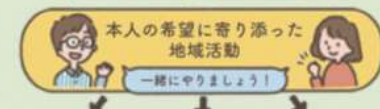
本市では、認知症の方本人の声を起点として、認知症の方たちと一緒にやってみたいことを考え、実践するサポーター活動「チームオレンジ」の取り組みを実施しています。

相談はこちらへ！

認知症フレンドリー まちづくりセンター

今年7月、中央区に誕生した相談窓口。認知症の方が住み慣れた場所で、自分らしく安心して生きることができるよう、情報発信をはじめ、地域や企業の活動や交流支援を行っています。

【所 在】 中央区本町東4-7-20
与野本町デイサービスセンター内
【問合せ】 ☎816-4711、☎853-5010



認知症サポーター 養成講座

認知症について正しく理解することで、偏見をなくし、自分たちのできる範囲でともにいきることに近づけていく「認知症サポーター」養成講座が定期的に開催されています。

認知症にもいろいろなタイプ・症状があることを知っていただくと、支え合いに役立つかなと思います。

和田 さん



7人に1人が 認知症になる 可能性

全国の認知症患者は2040年に約584万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人に達する*とされています。本市でも2020年度末で3万人を超え、現在は毎年1,000人程度の規模で増加中です。65歳未満の若年性認知症の方も約500人いると推計されています。

*厚生労働省研究班 推計

今月の市報さいたまプラス
私も「支えたい」と思ったら



ともにいきる ために

認知症の方、本人の 意思を大切にしてい



家のトイレの場所が分からなくなってしまうことがありますが、ドアに目印を置くなどして、家族と協力して自分に対応するようにしています。

認知症の方の声を起点とした、認知症と共生するまちづくりが進んでいます。実際、認知症である和田 保さん「認知症になっても自分でできることは自分でやる方が増えています。周囲ができることをサポートする環境づくりが大切です」と語ってくれました。

私自身、家族や同僚、認知症の仲間たちに支えてもらったことで、安心感が生まれました。みんなで支え合い、ともに声をあげていくことが、暮らしやすいまちづくりにつながっていくと思います。

さいたま市認知症希望大使
和田 保さん

2022年に若年性アルツハイマー型認知症の診断を受け、現在は認知症に関するイベントや講座で講師を務めています。



“認知症”への答えが いま、大きく変わってきています

さまざまな原因で脳に変化がおり、それまでできていたことができなくなり、生活に支障をきたした状態を指す「認知症」。認知症の方が「できること」「やりたいこと」をやりながら、仲間と一緒に自分らしく生きていける環境づくりが広がってきています。



検索



▲QRコードから
インターネット上でもご覧になれます

② 国の認知症施策推進基本計画について

国の動向

令和元年6月

「認知症施策推進大綱」のとりまとめ

⇒「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

令和5年6月

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立

令和5年6月～9月

「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議

⇒基本法の施行に先立ち、基本法の目指す認知症の人を含めた共生社会の実現に向け、認知症の本人・家族、有識者の声に耳を傾け、政策に反映するための会議

⇒認知症施策推進基本計画を、基本法の理念に沿って策定することを求める

令和6年1月

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行

令和6年3月～9月

「認知症施策推進関係者会議」

⇒認知症当事者が委員として参画

⇒認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進し、基本法に明記された「共生社会」の実現を目指す。

⇒**「認知症施策推進基本計画」のとりまとめ**

令和6年秋

認知症施策推進本部において閣議決定の予定

「共生社会を実現を推進するための認知症基本法」の施行

令和5年6月成立→令和6年1月施行

目的

急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状を鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、

- 認知症施策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、認知症施策に関する計画の策定や施策の基本となる事項を定め、認知症施策を総合的かつ計画的に推進
- 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会（**共生社会**）の実現を推進する

基本理念

- | | |
|---|----------------------------|
| ① 認知症の人は基本的人権を享受する個人であること | ④ 切れ目のない保健医療サービス・福祉サービスの提供 |
| ② 共生社会の実現のための国民の理解 | ⑤ 本人・家族等への支援 |
| ③ 認知症バリアフリー・認知症の人が自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会の確保 | ⑥ 予防・リハビリテーション等の研究開発の推進 |
| | ⑦ 関連分野における総合的な取組 |

概要

1. 総則（法律の目的や法律の基本理念について）
2. 認知症施策推進基本計画等（政府に計画策定の義務、都道府県・市町村に計画策定の努力義務）
3. 基本的施策（「認知症に関する教育の推進」といった基本的な施策について）
4. 認知症施策推進本部（政府の認知症施策推進体制について）

本市は策定済

「認知症施策推進基本計画」の策定

▶ 基本法11条に基づき策定された、政府が講ずる認知症施策の最も基本的な計画

目的

- 基本法 に明記された「**共生社会**」の実現を目指す。
- 認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」に基づき施策を推進する。

基本的施策

施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等とともに推進する。

➡基本計画を策定する「**認知症施策推進関係者会議**」にも、**認知症当事者が委員として参画**。

重点目標

①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし

推進体制

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
 - ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する
 - ②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する
 - ③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

認知症施策推進基本計画（案）の概要（認知症施策推進関係者会議における議論）

【位置づけ】 基本法に基づく、国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 に明記された 共生社会 の実現を目指す。
 - ・ 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※ ①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことが出来る
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- ・ 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等とともに推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- ・ 以下の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- ・ 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定。

Ⅴ 推進体制等

- ・ 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- ・ 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ・ ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 認知症の人に事業者が適切に対応するために必要な指針の策定

3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインの改定）
- ・ 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修のあり方の見直し）

6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート、認知症希望大使の活動支援）

7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等と連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	- 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数	- 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 - 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	- 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 - 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	- ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 - 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数	- 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 - 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数	地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	- 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 - 認知症の人と家族等が参画した認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 - 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	- 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 - 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 - 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 - 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 - 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	- 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 - 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 - 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び国民の割合 - 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の当事者の意見を反映させている研究計画の数	国が支援・実施する、認知症の人と家族等の当事者の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数	国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

新しい認知症観

古い認知症観

- 認知症になったら何もできなくなる。
- 認知症になったら終わりだ。

新しい認知症観

「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができる」という考え方

- 認知症と診断されたからと言って、何もできなくなるわけではない。
- 記憶力などの認知機能は低下するかもしれないが、すべてを忘れるわけではないし、何も理解できなくなるわけではない。
- 認知機能低下に配慮した支援やバリアフリーな社会環境があれば、自らの意思に基づいて自らの生活を選択し、希望と尊厳をもって暮らすことができる

▶ 「新しい認知症観」に基づいて施策を推進する必要がある。

地域の実情や特性を活かした取組を、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人と家族等とともに推進することが重要。

③

さいたま市認知症施策の取組状況について

市の認知症施策推進計画

基本的な考え方

認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目のない支援に取り組むとともに、**認知症の方が社会の一員として活躍ができる「共生」のまちづくりを進めます。**

指標

認知症サポーター養成者数 おれんじパートナー養成者数 認知症フレンドリー企業・団体の登録件数

4つの基本施策

1 認知症の人に関する正しい理解の増進等

- ① 認知症サポーター養成講座等の推進
- ② 「認知症ケアパス」作成
- ③ **認知症の日**及び月間における普及・啓発イベント等の開催

2 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

- ① 介護予防に関する教室や講座の実施
- ② 介護予防の地域づくりに向けた担い手の育成

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ① 認知症疾患医療センター
- ② 認知症初期集中支援チームの活用
- ③ 医療従事者・介護従事者の認知症対応力の向上
- ④ 認知症地域支援推進員の配置
- ⑤ もの忘れ検診の推進
- ⑥ 認知症対策推進事業
- ⑦ 認知症情報共有パスの提供
- ⑧ 認知症相談の実施
- ⑨ 介護者が集い、相談できる場の確保
- ⑩ 家族介護者の周知及び支援体制の充実

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人の支援・社会参加支援

- ① **チームオレンジの推進**
- ② **本人発信支援**
- ③ 認知症高齢者等に対する見守りの推進
- ④ 若年性認知症支援コーディネーターの活動の拡充

認知症月間の取組①

認知症の月間・認知症の日の制定

- 毎年9月は**世界アルツハイマー月間**、9月21日は**世界アルツハイマーデー**
(1994年に国際アルツハイマー協会と世界保健機関が共同で制定)
- 2024年(令和6年)1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行
 - ▶ 毎年**9**月が**認知症月間**、9月**21**日が**認知症の日**と制定された
 - ▶ 今年は基本法施行後、初めて認知症月間・認知症の日を迎えた

認知症の月間・認知症の日の趣旨

- 基本法では、「その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」と規定
 - ▶ 認知症への理解を呼びかけ、**認知症と共生するまちづくりの機運を醸成**していくための様々な催しを実施

認知症月間の取組②

アルツハイマーデー記念講演会

日 時：9月15日（日）13時～

会 場：浦和コミュニティセンター

主 催：公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部

共 催：さいたま市、埼玉県

→ **259**名が参加



栗田 主一

社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修センター センター長
東京都健康長寿医療センター認知症未来創造センター センター長

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会 座長
- ・G7 長崎保険大臣会合パネリスト（令和5年5月開催）
- ・認知症と向き合う「幸福社会」実現会議 有識者構成員
- ・認知症施策推進関係者会議 座長



▲栗田氏による基調講演



▲栗田氏と認知症当事者による特別座談会

認知症月間の取組③

オレンジリング絆フェス

9月2日（月）～27日（金）

市役所本庁舎1階で、認知症当事者の作品の展示や啓発動画の放映を行いました。

主催：認知症の人と家族の会 埼玉県支部

共催：さいたま市



大宮駅街頭キャンペーン

9月21日（土）

大宮駅にて、アルツハイマーデー（認知症の日）の普及のためのチラシ配布を行いました。

主催：認知症の人と家族の会 埼玉県支部

共催：さいたま市、埼玉県



認知症月間の取組④

イオンG.G感謝デーへの出展

9月15日（日）

イオンモール与野にて、市民参加のワークショップ等による、認知症に関する普及啓発を行いました。

主催：さいたま市

協力：株式会社ソフトバンクCSR本部

イオン・アリアンツ生命保険株式会社、

合同会社ババラボ

イオンモール与野



インクルーシブフェスタへの出展

9月28日（土）

NPO法人が主催する福祉をテーマにしたイベントに、まちづくりセンターが出展しました。

主催：NPO法人リマインド

後援：さいたま市 ほか



▲ センターのブース（写真左・認知機能チェックの体験）

チームオレンジの推進①

認知症フレンドリーまちづくりセンターの開設（7月1日）

- 認知症の人と共生するまちづくりに資する地域や企業の取組・情報をセンターに集約
- 認知症の人が暮らしやすいまちづくりに向けた拠点施設として、地域や企業の活動や交流支援を行う相談窓口を開設

知る（情報発信機能）

認知症に関する最新の知見、イベントや地域活動の情報をポータルサイトなどを通じて、発信

学ぶ（人材育成機能）

認知症サポーター養成講座など、認知症の理解や実践を促す講座や研修の開催



（活動支援機能）活動する

認知症の人や家族、地域住民などが行う地域活動や認知症の理解や支援を行う企業・団体などへの支援

（交流促進機能）交流する

認知症の人を含む地域と企業・団体が連携し、認知症と共生するまちづくりを行っていくための機会づくりの支援

チームオレンジの推進②

センター開設に合わせて、オープニングイベントを開催しました。

概要

開催日： 7月4日（木）
会場： 市民会館大宮（レイボックホール）小ホール（定員 340名）
主催： さいたま市
後援： 公益社団法人認知症の人と家族の会埼玉県支部

参加者数

335人



▲
これでいいのだバンド・リンカフェ合唱団による演奏会

さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンター オープニングイベント

7/4（木）
in レイボックホール
（市民会館おおみや）小ホール
JR大宮駅（東口）下車徒歩3分

参加無料
（先着200名）

15時～18時
（14時開場）

プログラム

さいたま市
認知症希望大使 任命式

認知症希望大使とは

認知症の人本人を大使に任命し、本人が自身の思いや考えを発信することで、認知症への関心や正しい理解を深めるための普及啓発を行っていきます

基調講演

専門医からみた認知症施策



丸木 雄一

認知症専門医
認知症疾患医療センター長
ALS協会埼玉県支部事務局長
専門分野は脳神経科学



町永 俊雄

福祉ジャーナリスト
元NHKエグゼクティブ
アナウンサー

認知症は社会をケアする時代

特別座談会

認知症希望大使を交えたトークセッション

オープニング記念演奏会

認知症当事者を交えた
これでいいのだバンド＆リンカフェ合唱団

公益社団法人
主催：さいたま市 / 後援：認知症の人と家族の会 埼玉県支部
【事務局】さいたま市認知症フレンドリーまちづくりセンター
さいたま市中央区本町東4丁目7-20（与野本町デイサービスセンター内）
電話：048-816-4711 / FAX：048-853-5010
E-mail：friendly@saitama-orange.com

※このイベントの裏面に費する経費は、150万円です。



チームオレンジの推進③

ポータルサイトによる情報発信

- ▶ 認知症に関連した地域活動や企業の取組、講座、イベント等の最新情報を発信
- ▶ ポータルサイト掲載項目
 - ✓ 認知症フレンドリーまちづくりセンターについて
 - ✓ さいたま市チームオレンジとは
 - ✓ チームおれんじや認知症フレンドリー企業の掲載（検索機能付き）
 - ✓ 認知症カフェの開催情報の掲載（随時更新可）
 - ✓ 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座など各種講座情報
- ▶ 令和6年9月末までに**22,801**件のアクセス



チームオレンジの推進④

チームおれんじ・認知症フレンドリー企業・団体の登録状況（11月1日時点）

● チームおれんじ : 20 件

西区（2）・北区（3）・大宮区（1）・見沼区（2）・中央区（3）、桜区（1）、浦和区（2）・南区（3）・岩槻区（3）

● 認知症フレンドリー企業・団体 : 665 件

卸売・小売	39	不動産	13	もの忘れ検診	194
医療・介護	34	NPO	3	娯楽業	1
建設業	1	郵便局	92	その他	6
大学	3	公益財団法人	1		
通信	1	地区社協	10		
交通	1	市立学校	168		
保険会社	2	生涯学習施設	96		



▲チーム、企業・団体一覧

本人発信の支援①

政令指定都市で初めてとなる**認知症希望大使**を令和6年7月4日に任命し、活動を開始しています。

名称

さいたま市認知症希望大使（認知症本人大使）

主旨

認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができる姿等を積極的に発信する「さいたま市認知症希望大使」を設置し、地域で暮らす認知症の本人とともに、**市民の認知症への関心と正しい理解を深めるための普及啓発**を図っていく。



▲認知症フレンドリーまちづくりセンターオープニングイベント内での大使任命式（令和6年7月4日）

本人発信の支援②

認知症サポーター養成講座への登壇

市議会議員や市職員を対象とした認知症サポーター養成講座に認知症希望大使の2名が講師として登壇しました。



▲写真左
8月22日 市職員向け認知症サポーター養成講座



▲写真右
8月27日 市議会議員向け認知症サポーター養成講座

アルツハイマーデー記念講演会での登壇

アルツハイマーデー記念講演会の特別座談会に、当事者として認知症希望大使1名が登壇しました。



指標の取組状況

認知症施策推進計画の進捗状況を示すための指標

指標	令和2～4年度実績	取組状況 (令和6年9月末時点)	令和6～8年度目標
認知症サポーター養成者数	7,608人 (累計：88,747人)	2,642人	25,000人
おれんじパートナー養成者数	131人 (累計：434人)	124人	450人
認知症フレンドリー企業・団体数	—	664件	900件

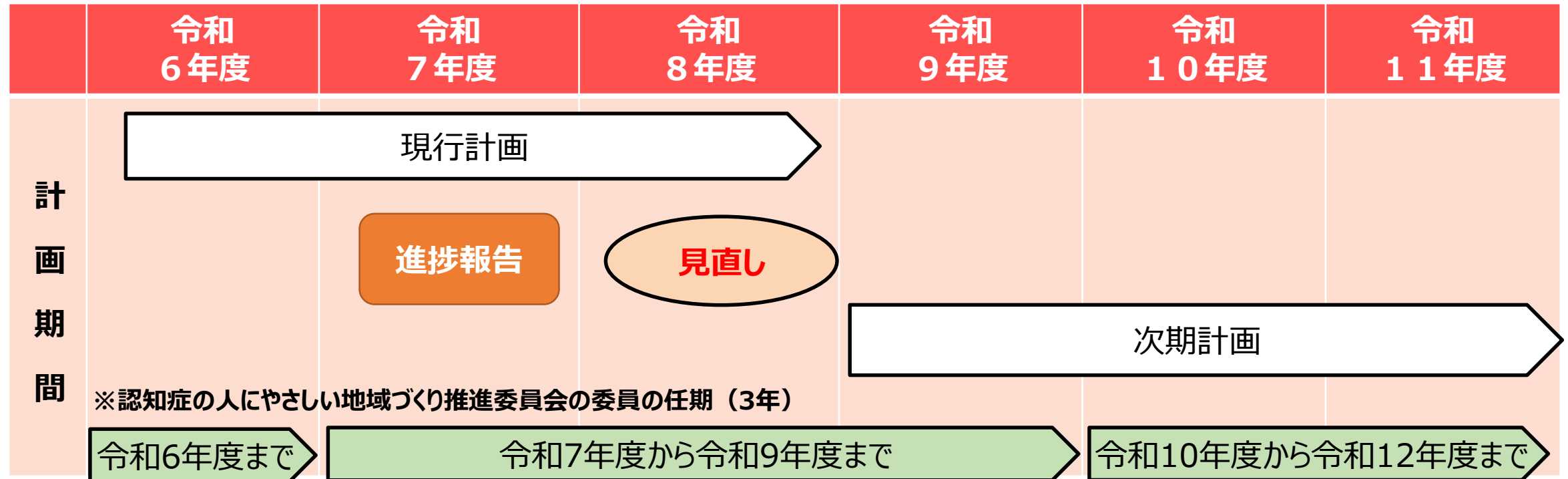
4

次期認知症施策推進計画について

次期認知症施策推進計画について

現行計画の期間は令和6年度から令和8年度まで。

- ▶ 令和7年度中に、計画の進捗報告を行う予定。
- ▶ 令和8年度中に、次期計画の策定に向けた意見聴取を行う予定。
(国の認知症施策推進基本計画の内容を反映させていく)



⑤ 認知症初期集中支援チームの事業報告について

事業概要

・ 目的

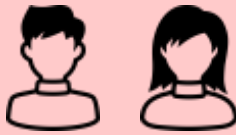
認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

【認知症初期集中支援チーム】

複数の専門職が、認知症が疑われる人又は認知症の人やその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。



認知症サポート医



医療と介護の専門職

・保健師 ・看護師
・社会福祉士 ・介護福祉士等

【対象者】

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、次のいずれかに該当する方。

- ・ 医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方で以下のいずれかに該当する方（**認知症の初期**）
- ・ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方（**ファーストタッチ**）

在宅生活の継続を基本とした自立生活を維持するための支援

活動状況①

●さいたま市では、**医療機関にチーム（拠点）**を設置。

- 地域包括支援センターが頼れるチーム
- 医師と専門職チーム員がコミュニケーションを取りやすい環境

●活動状況

チーム拠点	活動エリア	活動状況（令和5年度）		
		支援件数	初回訪問件数	会議回数
湯澤医院	西区・北区	8	7	10
埼玉精神神経センター	大宮区・中央区	16	4	24
大宮共立病院	見沼区・岩槻区	13	10	12
埼玉メディカルセンター	浦和区・緑区	13	12	12
西部総合病医院	桜区・南区	12	10	10
合 計		62	43	68

活動状況②

- 支援、訪問、会議回数ともに横ばい

- 医師による訪問対応等を目的として支援依頼

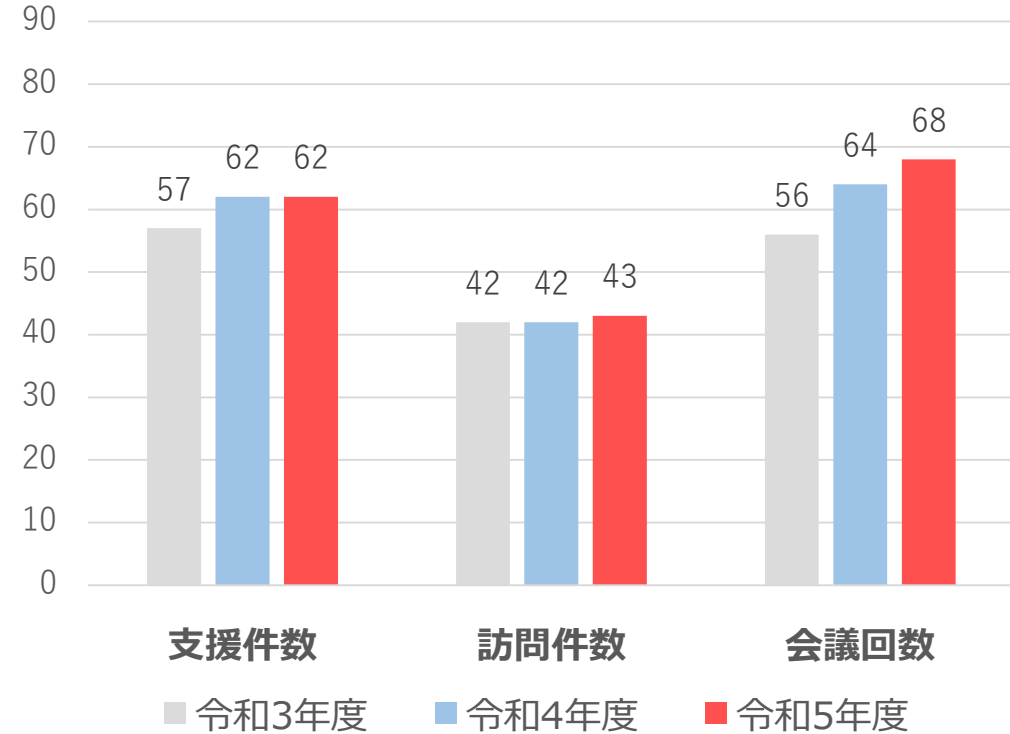
- 困難ケースへの対応

- 認知症初期の方へのファーストタッチよりも、困難ケース（受診拒否・単身高齢者等）への支援要請が中心

- 支援件数の内、約 6 割の人が認知症の診断に繋がる

- 適切な医療・介護サービスによる繋ぐことで、地域での生活を継続

市内活動状況（拠点合計）



引き続き、チーム拠点が地域での在宅生活等の維持を支援